

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
障がい者自立センター	<p>1 温冷配膳車（物品番号140079650000）について、備品シールの番号が、備品出納簿の番号と異なっていた。</p> <p>2 温冷配膳車（物品番号080233280000）について、旧身体障害者福祉センターの備品シールが貼付されており、更新がなされていなかった。</p>	<p>備品出納簿と現物（備品シール）を一致させるとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】（抜粋） 第74条（略） 2 物品管理者は、その管理する備品には、細分類、番号及び課又は出先機関名の表示をしなければならない。</p>	<p>1 について、備品シール番号を備品出納簿の番号と一致させて再度貼付した。</p> <p>2 について、旧身体障害者福祉センターの備品シールを剥がして、正しい備品シールを貼り直した。</p> <p>今後は、備品出納簿と現物（備品シール）を一致させるとともに、適正な物品管理の事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年11月9日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
茨木西高等学校	<p>備品出納簿と現物の照合確認を抽出により行ったところ、備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が確認できないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="448 577 1427 984"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 577 641 682">品目</th> <th data-bbox="641 577 893 682">品目</th> <th data-bbox="893 577 1160 682">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1160 577 1264 682">数量</th> <th data-bbox="1264 577 1427 682">金額</th> </tr> <tr> <td data-bbox="448 682 641 779">機械器具類</td> <td data-bbox="641 682 893 779">計器測量器具 電動濾紙塵埃計</td> <td data-bbox="893 682 1160 779">昭和51年9月30日</td> <td data-bbox="1160 682 1264 779">1</td> <td data-bbox="1264 682 1427 779">211,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 779 641 884">機械器具類</td> <td data-bbox="641 779 893 884">計器測量器具 指示騒音計</td> <td data-bbox="893 779 1160 884">昭和51年9月30日</td> <td data-bbox="1160 779 1264 884">1</td> <td data-bbox="1264 779 1427 884">110,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 884 641 984">機械器具類</td> <td data-bbox="641 884 893 984">OA器具類 パソコン</td> <td data-bbox="893 884 1160 984">平成15年3月31日</td> <td data-bbox="1160 884 1264 984">1</td> <td data-bbox="1264 884 1427 984">164,850円</td> </tr> </thead></table>	品目	品目	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	計器測量器具 電動濾紙塵埃計	昭和51年9月30日	1	211,000円	機械器具類	計器測量器具 指示騒音計	昭和51年9月30日	1	110,000円	機械器具類	OA器具類 パソコン	平成15年3月31日	1	164,850円	<p>現物が存在しない原因を調査の上、備品出納簿を修正するなど、必要な是正処理を行われたい。</p> <p>今後、定期的に備品出納簿と現物の照合確認を行うとともに、廃棄に当たっては不用決定や備品出納簿記載を欠くことのないよう、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 (1) 備品出納簿(様式第39号) (2)～(7) (略) (不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> <p>【備品管理の適正化について】 (平成23年7月13日 施設財務課長通知) 標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。 特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が無いもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。 ついては、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いいたします。 (略)</p>	<p>当該物品については、過年度に廃棄していたが不用の決定等の手続を行っていないことが判明したことから、改めて不用の決定の手続を行い備品出納簿の修正を行った。</p> <p>物品の廃棄をするときは事前に備品出納簿と現物の照合確認を行うよう教職員に周知した。</p> <p>また、次年度以降は、「適正な物品管理事務手続きについて(平成28年3月18日付け総務部契約局長通知)に基づき、物品の実査を定期的実施し、物品の適正な管理を行っていく。</p>
品目	品目	当初受入年月日	数量	金額																			
機械器具類	計器測量器具 電動濾紙塵埃計	昭和51年9月30日	1	211,000円																			
機械器具類	計器測量器具 指示騒音計	昭和51年9月30日	1	110,000円																			
機械器具類	OA器具類 パソコン	平成15年3月31日	1	164,850円																			

		<p>4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的の実査し、照合確認等すること。</p> <p>【適正な会計事務手続きの徹底について】 (平成24年3月31日 会計局長通知) (略)</p> <p>1 物品の管理等の適正化について</p> <p>① (略)</p> <p>② 備品の実査 備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め(所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど)、定期的の実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。</p>	
--	--	--	--

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年11月26日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
勝山高等学校	<p>平成26年度に増加した備品3点全てに備品ラベルが貼付けされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="655 573 1302 764"> <thead> <tr> <th>増加理由</th> <th>備品名</th> <th>物品番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購入</td> <td>業務用厨房機器 ガスフライヤー</td> <td>140051300000</td> </tr> <tr> <td>購入</td> <td>業務用冷凍庫</td> <td>140055530000</td> </tr> <tr> <td>寄附採納</td> <td>体育館舞台幕</td> <td>140113810000</td> </tr> </tbody> </table>	増加理由	備品名	物品番号	購入	業務用厨房機器 ガスフライヤー	140051300000	購入	業務用冷凍庫	140055530000	寄附採納	体育館舞台幕	140113810000	<p>備品出納簿と現物の照合を確実にするため、備品ラベルを貼付けされたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 第74条（略） 2 物品管理者は、その管理する備品には、細分類、番号及び課又は出先機関名の表示をしなければならない。</p> </div>	<p>平成27年11月27日に、備品ラベルを業務用厨房機器ガスフライヤー及び業務用冷凍庫は本体に、体育館舞台幕は舞台袖の壁面に各々貼付した。</p>
増加理由	備品名	物品番号													
購入	業務用厨房機器 ガスフライヤー	140051300000													
購入	業務用冷凍庫	140055530000													
寄附採納	体育館舞台幕	140113810000													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年11月25日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																																							
阿倍野高等学校	<p>備品出納簿と現物の照合確認を抽出により行ったところ、備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が確認できないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="454 531 1433 1774"> <thead> <tr> <th>品種</th> <th>品目 商品名</th> <th>当初受入年月日</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">家具什器類</td> <td>その他器具類</td> <td rowspan="2">昭和61年3月25日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">166,000円</td> </tr> <tr> <td>モニターテレビ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家具什器類</td> <td>その他器具類</td> <td rowspan="2">昭和61年3月25日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">166,000円</td> </tr> <tr> <td>モニターテレビ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家具什器類</td> <td>その他器具類</td> <td rowspan="2">昭和57年11月26日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">108,000円</td> </tr> <tr> <td>ビデオコーダー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家具什器類</td> <td>その他器具類</td> <td rowspan="2">昭和61年3月28日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">134,000円</td> </tr> <tr> <td>ビデオコーダー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家具什器類</td> <td>その他器具類</td> <td rowspan="2">昭和46年12月27日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">150,000円</td> </tr> <tr> <td>ビデオ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家具什器類</td> <td>その他器具類</td> <td rowspan="2">平成11年2月24日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">175,350円</td> </tr> <tr> <td>ビデオ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家具什器類</td> <td>その他器具類</td> <td rowspan="2">平成7年11月20日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">146,000円</td> </tr> <tr> <td>ビデオ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家具什器類</td> <td>その他器具類</td> <td rowspan="2">昭和61年3月25日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">187,500円</td> </tr> <tr> <td>VTRリモコン装備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>OA器具類</td> <td rowspan="2">平成6年4月11日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">508,428円</td> </tr> <tr> <td>パソコン一式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>OA器具類</td> <td rowspan="2">平成7年3月31日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">599,872円</td> </tr> <tr> <td>パソコン一式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>OA器具類</td> <td rowspan="2">平成9年3月25日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">224,746円</td> </tr> <tr> <td>パソコン一式</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	家具什器類	その他器具類	昭和61年3月25日	1	166,000円	モニターテレビ	家具什器類	その他器具類	昭和61年3月25日	1	166,000円	モニターテレビ	家具什器類	その他器具類	昭和57年11月26日	1	108,000円	ビデオコーダー	家具什器類	その他器具類	昭和61年3月28日	1	134,000円	ビデオコーダー	家具什器類	その他器具類	昭和46年12月27日	1	150,000円	ビデオ	家具什器類	その他器具類	平成11年2月24日	1	175,350円	ビデオ	家具什器類	その他器具類	平成7年11月20日	1	146,000円	ビデオ	家具什器類	その他器具類	昭和61年3月25日	1	187,500円	VTRリモコン装備	機械器具類	OA器具類	平成6年4月11日	1	508,428円	パソコン一式	機械器具類	OA器具類	平成7年3月31日	1	599,872円	パソコン一式	機械器具類	OA器具類	平成9年3月25日	1	224,746円	パソコン一式	<p>現物が存在しない原因を調査の上、備品出納簿を修正するなど、必要な是正処理を行われたい。</p> <p>今後、定期的に備品出納簿と現物の照合確認を行うとともに、廃棄に当たっては不用決定や備品出納簿記載を欠くことのないよう、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 大阪府財務規則 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 (1) 備品出納簿(様式第39号) (2)～(7) (略) (不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> </div> <p>【備品管理の適正化について】(平成23年7月13日 施設財務課長通知) 標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。 特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が無いもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載してい</p>	<p>今回の是正を受け、本校の全室を調査し、全備品について徹底調査を実施した。</p> <p>備品出納簿とは別に、本校独自の「備品管理一覧」を作成し、配置場所(保管室等)ごとに備品が確認できるよう管理を徹底した。</p> <p>今回の実地監査で現物を確認できなかった備品及び老朽化等により使用不可となった備品について不用の決定をし、備品出納簿を修正した。</p> <p>今後、このようなことがないように、備品購入時、年度末、室の使用目的変更等の機会において逐次備品出納簿と現物の確認を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額																																																																						
家具什器類	その他器具類	昭和61年3月25日	1	166,000円																																																																						
	モニターテレビ																																																																									
家具什器類	その他器具類	昭和61年3月25日	1	166,000円																																																																						
	モニターテレビ																																																																									
家具什器類	その他器具類	昭和57年11月26日	1	108,000円																																																																						
	ビデオコーダー																																																																									
家具什器類	その他器具類	昭和61年3月28日	1	134,000円																																																																						
	ビデオコーダー																																																																									
家具什器類	その他器具類	昭和46年12月27日	1	150,000円																																																																						
	ビデオ																																																																									
家具什器類	その他器具類	平成11年2月24日	1	175,350円																																																																						
	ビデオ																																																																									
家具什器類	その他器具類	平成7年11月20日	1	146,000円																																																																						
	ビデオ																																																																									
家具什器類	その他器具類	昭和61年3月25日	1	187,500円																																																																						
	VTRリモコン装備																																																																									
機械器具類	OA器具類	平成6年4月11日	1	508,428円																																																																						
	パソコン一式																																																																									
機械器具類	OA器具類	平成7年3月31日	1	599,872円																																																																						
	パソコン一式																																																																									
機械器具類	OA器具類	平成9年3月25日	1	224,746円																																																																						
	パソコン一式																																																																									

		<p>ないなどの不備が指摘されています。 については、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いいたします。</p> <p>(略)</p> <p>4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的の実査し、照合確認等すること。</p> <p>【適正な会計事務手続きの徹底について】(平成24年3月31日 会計局長通知)</p> <p>(略)</p> <p>1 物品の管理等の適正化について</p> <p>① (略)</p> <p>② 備品の実査 備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め(所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど)、定期的の実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。</p>	
--	--	---	--

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年11月16日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
泉陽高等学校	<p>備品出納簿と現物の照合確認を抽出により行ったところ、備品出納簿に登録されているにもかかわらず、現物が確認できないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="454 577 1498 982"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品種</th> <th>品目</th> <th rowspan="2">当初受入年月日</th> <th rowspan="2">数量</th> <th rowspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>商品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">家具什器類</td> <td>箱類</td> <td rowspan="2">昭和59年3月31日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">114,000円</td> </tr> <tr> <td>プラント・ボックス</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家具什器類</td> <td>箱類</td> <td rowspan="2">昭和59年3月31日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">114,000円</td> </tr> <tr> <td>プラント・ボックス</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>通信器具類</td> <td rowspan="2">昭和46年3月24日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">250,000円</td> </tr> <tr> <td>アンプ</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目	当初受入年月日	数量	金額	商品名	家具什器類	箱類	昭和59年3月31日	1	114,000円	プラント・ボックス	家具什器類	箱類	昭和59年3月31日	1	114,000円	プラント・ボックス	機械器具類	通信器具類	昭和46年3月24日	1	250,000円	アンプ	<p>現物が存在しない原因を調査の上、備品出納簿を修正するなど、必要な是正処理を行われない。</p> <p>今後、定期的に備品出納簿と現物の照合確認を行うとともに、廃棄に当たっては不用決定や備品出納簿記載を欠くことのないよう、適正な事務処理を行われない。</p> <p>【大阪府財務規則】 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 (1) 備品出納簿（様式第39号） (2)～(7) (略)</p> <p>第87条 知事又は物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49条）を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> <p>【備品管理の適正化について】 (平成23年7月13日 施設財務課長通知) 標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。 特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が無いもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。 ついては、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いいたします。 (略)</p> <p>4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物</p>	<p>現物を確認できなかった3品目に関して原因調査を行ったところ、既に廃棄済みであることが判明したので、不用の決定を行った。</p> <p>また、他にも同様の事案がなかったか備品調査を実施し、現物を確認した。(平成28年1月26日)</p> <p>今後、定期的に備品調査を行い適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目		当初受入年月日				数量		金額																		
	商品名																										
家具什器類	箱類	昭和59年3月31日	1	114,000円																							
	プラント・ボックス																										
家具什器類	箱類	昭和59年3月31日	1	114,000円																							
	プラント・ボックス																										
機械器具類	通信器具類	昭和46年3月24日	1	250,000円																							
	アンプ																										

		<p>品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的の実査し、照合確認等すること。</p> <p>【適正な会計事務手続きの徹底について】 (平成24年3月31日 会計局長通知) (略)</p> <p>1 物品の管理等の適正化について</p> <p>① (略)</p> <p>② 備品の実査 備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め(所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど)、定期的の実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。</p>	
--	--	---	--

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年12月10日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
槻の木高等学校	<p>平成26年度に取得した下記備品について、備品出納簿上の受入理由は購入となっているが、教育委員会事務局施設財務課から管理換えされたものであった。</p> <table border="1" data-bbox="457 674 1041 804"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">備品出納簿上の受入理由</th> </tr> <tr> <th>誤</th> <th>正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シュレッダー</td> <td>購入</td> <td>管理換</td> </tr> </tbody> </table>	品名	備品出納簿上の受入理由		誤	正	シュレッダー	購入	管理換	<p>速やかに必要な是正措置を講じるとともに、物品に関する事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>【物品実務マニュアル第2章第3節1の(1)】 (受入理由と内容)</p> <table border="1" data-bbox="1083 667 2306 842"> <thead> <tr> <th>受入理由</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購入</td> <td>「入札」及び「公開見積合せ」以外で購入した物品</td> </tr> <tr> <td>寄附</td> <td>「寄附採納受領」した物品の情報取込</td> </tr> <tr> <td>管理換</td> <td>本庁で購入等を行い、帳簿の記載を省略した場合の予算執行機関の受入理由</td> </tr> </tbody> </table>	受入理由	内容	購入	「入札」及び「公開見積合せ」以外で購入した物品	寄附	「寄附採納受領」した物品の情報取込	管理換	本庁で購入等を行い、帳簿の記載を省略した場合の予算執行機関の受入理由	<p>当初、所管課に確認したところ「購入」での記載との指示を受けていたが、監査の指摘を受け再度確認したところ「管理換」に該当すると判明したため、備品出納簿を修正した。</p> <p>今後は、物品実務マニュアルに基づき、適正な物品の管理に努める。</p>
品名	備品出納簿上の受入理由																		
	誤	正																	
シュレッダー	購入	管理換																	
受入理由	内容																		
購入	「入札」及び「公開見積合せ」以外で購入した物品																		
寄附	「寄附採納受領」した物品の情報取込																		
管理換	本庁で購入等を行い、帳簿の記載を省略した場合の予算執行機関の受入理由																		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年11月4日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																														
藤井寺工科高等学校	<p>備品出納簿と現物の照合確認を抽出により行ったところ、備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が確認できないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="513 573 1522 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="513 573 685 674">品種</th> <th data-bbox="685 573 943 674">品目 商品名</th> <th data-bbox="943 573 1219 674">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1219 573 1332 674">数量</th> <th data-bbox="1332 573 1522 674">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="513 674 685 774">機械器具類</td> <td data-bbox="685 674 943 774">計器測量器具 測定器</td> <td data-bbox="943 674 1219 774">昭和45年 3 月20日</td> <td data-bbox="1219 674 1332 774">1</td> <td data-bbox="1332 674 1522 774">340,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 774 685 875">機械器具類</td> <td data-bbox="685 774 943 875">機械類 フライス盤</td> <td data-bbox="943 774 1219 875">昭和39年 3 月14日</td> <td data-bbox="1219 774 1332 875">1</td> <td data-bbox="1332 774 1522 875">345,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 875 685 976">機械器具類</td> <td data-bbox="685 875 943 976">機械類 フライス盤</td> <td data-bbox="943 875 1219 976">昭和39年 3 月25日</td> <td data-bbox="1219 875 1332 976">1</td> <td data-bbox="1332 875 1522 976">150,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 976 685 1077">家具什器類</td> <td data-bbox="685 976 943 1077">その他器具類 テレビ</td> <td data-bbox="943 976 1219 1077">平成 2 年 5 月 9 日</td> <td data-bbox="1219 976 1332 1077">1</td> <td data-bbox="1332 976 1522 1077">128,544円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1077 685 1182">家具什器類</td> <td data-bbox="685 1077 943 1182">その他器具類 テレビ</td> <td data-bbox="943 1077 1219 1182">平成 5 年 9 月16日</td> <td data-bbox="1219 1077 1332 1182">1</td> <td data-bbox="1332 1077 1522 1182">200,000円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	計器測量器具 測定器	昭和45年 3 月20日	1	340,000円	機械器具類	機械類 フライス盤	昭和39年 3 月14日	1	345,000円	機械器具類	機械類 フライス盤	昭和39年 3 月25日	1	150,000円	家具什器類	その他器具類 テレビ	平成 2 年 5 月 9 日	1	128,544円	家具什器類	その他器具類 テレビ	平成 5 年 9 月16日	1	200,000円	<p>現物が存在しない原因を調査の上、備品出納簿を修正するなど、必要な是正処理を行われたい。 今後、定期的に備品出納簿と現物の照合確認を行うとともに、廃棄に当たっては不用決定や備品出納簿記載を欠くことのないよう、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 大阪府財務規則 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 (1) 備品出納簿(様式第39号) (2)～(7) (略) (不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> <p>【備品管理の適正化について】(平成23年 7 月13日 施設財務課長通知) 標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。 特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が無いもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。 については、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いいたします。</p>	<p>指摘を受けた備品について存在しない原因を調査したところ、既に廃棄処分されていたことが判明したので、これらの廃棄備品について不用の決定を行った。また、職員会議において備品の管理を適切に行うよう注意喚起を行った。 今後、備品の管理については、チェックシートなどを用い定期的な確認を行うとともに、保存の必要のない備品について、不用の決定を行うなど適正な事務処理に努める。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額																													
機械器具類	計器測量器具 測定器	昭和45年 3 月20日	1	340,000円																													
機械器具類	機械類 フライス盤	昭和39年 3 月14日	1	345,000円																													
機械器具類	機械類 フライス盤	昭和39年 3 月25日	1	150,000円																													
家具什器類	その他器具類 テレビ	平成 2 年 5 月 9 日	1	128,544円																													
家具什器類	その他器具類 テレビ	平成 5 年 9 月16日	1	200,000円																													

		<p>(略)</p> <p>4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的の実査し、照合確認等すること。</p> <p>【適正な会計事務手続きの徹底について】(平成24年3月31日 会計局長通知)</p> <p>(略)</p> <p>1 物品の管理等の適正化について</p> <p>① (略)</p> <p>② 備品の実査 備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め(所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど)、定期的の実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。</p>	
--	--	--	--

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年12月17日)